

市民・企業・行政がともに進めるとりくみ

【環境基本計画 第3章 環境保全・創造のための重点施策】

環境文化都市の実現に向けた都市づくりの目標として、循環型都市、共生型都市、参加・協働型都市を実現していくこととしています。これらの目標を達成していくための重点的な取り組みを示しました。具体的な数値目標などを設定しながら、市民・企業・行政が連携し、協力し合って進めていく取り組みです。

地球環境 への負荷を減らしていくために

地球環境保全のための施策

- 地球温暖化の防止
 - 森林機能の保全と育成
 - 酸性雨(雪)の防止
 - オゾン層の保護
- ▼数値目標の一例
- 市民1人当たりの二酸化炭素の排出量を、1990年の水準より2010年に**6%**削減、2017年までに**10%**削減
- 2017年までに**大気中フロン濃度**を、1997年より**低下させる**

みんなの環境 守るのは私たち

環境文化都市 づくりを具体的に進めるために

環境保全・創造のための都市づくり施策

- エネルギーを有効に利用する都市の実現
- 環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現
- 廃棄物の少ない都市の実現
- 良好な水環境を保全する都市の推進
- 豊かな自然環境に包まれた都市の実現
- うるおいと安らぎのある都市の実現
- 健康で安心して生活できる都市の推進

- ▼数値目標の一例
- 太陽光発電設備の導入量を、2010年に**9,300kW**、2017年までに**15,500kW**に
 - 雪冷熱利用設備の貯雪量を、2017年までに**5,580トン**に
 - 低公害車の普及台数を、2010年に**7,600台**、2017年までに**12,000台**に
 - 札幌市が処理する廃棄ごみ量を、2014年度までに1998年より**15%**以上減量
 - 市民1人当たりの公園緑地面積を、2017年度に**40㎡**に

環境保全・創造活動の推進施策

- 環境教育・学習活動の推進
- 市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進
- 環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興
- 地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成

市民・企業・行政 の自主的な取り組みや連携を 育成していくために

1人ひとり、できることから始めよう

【環境基本計画 第4章 環境保全・創造に向けた行動指針】

まずは、1人ひとりが自覚を持って、日常生活の中で省資源や省エネルギーに取り組む、身近な地域の環境改善活動に参加するなど、環境への負荷の少ない暮らし方や自主的な環境を守るための行動に取り組むことが大切です。

市民・企業

- ▶ 植樹や森林保全活動に参加する
- ▶ 自然観察会などに参加する
- ▶ 環境学習や美化活動に取り組み・参加する
- ▶ 公共交通機関・自転車を利用する
- ▶ こまめに節電する
- ▶ 自然エネルギー(太陽の光や熱・風力など)を活用する
- ▶ 建物の敷地や屋上を緑化する
- ▶ 節水する・洗剤などを適量使う
- ▶ 買い物袋を持参する
- ▶ 生ごみを堆肥化する
- ▶ フロンガスを適正に処理する
- ▶ 排水処理・公害対策を徹底する
- ▶ 環境ビジネス・国際協力活動に取り組む
- ▶ 環境関連技術・製品などを研究開発する
- ▶ 施設見学会などを開催する
- ▶ 再生品・エコ製品を製造・販売・購入する

行政

- ▶ 環境汚染に対する危機管理や適正処理などを実施する
- ▶ 公共事業で、環境にやさしい資材・工法などの利用や、廃棄物の管理を進める
- ▶ 委託業務で、環境にやさしい材料や車両などの使用を指示、指定する
- ▶ 市民や企業の積極的な環境保全活動に必要な支援をする
- ▶ 企業に対して、環境保全を考えた事業活動への働きかけをする
- ▶ 環境の保全につながる産業を育て、起業の支援などをする
- ▶ 省資源、省エネルギーを進めるエネルギーや水の使用量を減らす低公害車を使う など
- ▶ 廃棄物を減らす紙や使い捨て製品などの使用を減らす資源の回収を進める など
- ▶ 環境にやさしい製品を積極的に使う